

# 第1章 環境基本計画の基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨

勝山市環境基本計画は、「勝山市環境基本条例」第9条に基づくものであるとともに、平成29年3月に策定された「第5次勝山市総合計画（改定版）」に掲げる勝山市の目指すべきまちの姿「小さくてもキラリと光る 誇りと活力に満ちた ふるさと勝山」の実現を環境面から目指すものであり、当市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

環境基本計画は、平成20年11月に策定され、10年の計画期間の内、初期段階（平成21年度～25年度）と発展段階（平成26年度～30年度）の二段階で捉えることとしており、平成26年度に見直しを行いました。

計画期間の終了を迎えるにあたって、平成26年度以降の社会情勢の変化に対応した環境保全に関する新たな施策が求められており、先ごろ策定された国や県の環境基本計画および、これまでの当市の施策の成果を反映した第2次勝山市環境基本計画を策定します。

### 第5次勝山市総合計画（改定版）より

#### ■ 目指すべきまちの姿

「小さくてもキラリと光る 誇りと活力に満ちた ふるさと勝山」

『『まちまるごとジオパーク』の魅力を活かした『ワクワクする ときめきに満ちたまち勝山』』

#### ■ 基本政策

- (1) エコミュージアムからジオパークへの新たな展開による市民力の向上
- ② エコ環境都市の実現

#### ■ 環境部門の施策体系

第4章 美しい環境や景観の中で便利で快適に暮らせるまちづくり

3. 環境や景観に配慮したまちの実現
  - (1) 循環型社会の構築 (2) 低炭素社会の構築
  - (3) 環境保全・保護、美化活動の推進 (4) 景観形成の推進

## 2. 計画策定の背景

国内外を取り巻く環境に関する課題は、経済や社会に関する課題と相互に関連・複雑化しており、課題解決の困難性が一層増している状況であり、課題を解決するための施策には、環境・経済・社会の統合的向上が求められています。

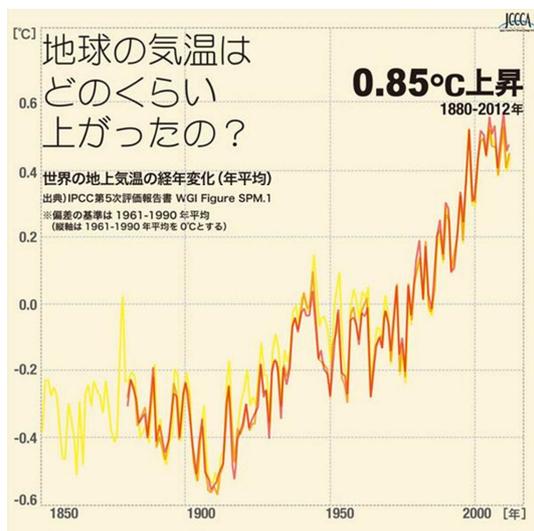
### 環境に関する国内外の動向

#### 平成 26 年（2014 年）

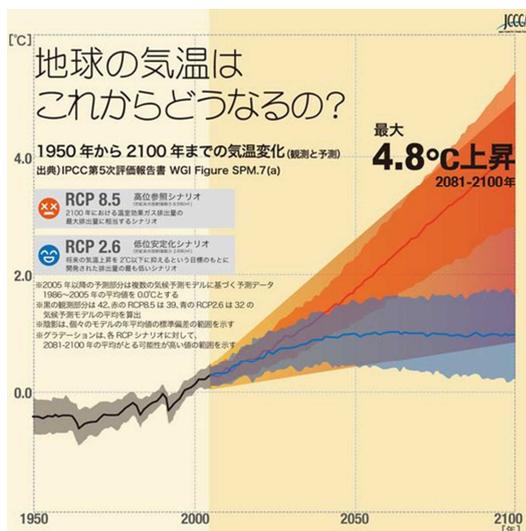
##### ✓ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書

気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑制するためには、2050年には世界全体で2010年と比べて40～70%温室効果ガス排出量を減らし、2100年にはゼロまたはマイナスの排出量にする必要があると報告されている。

世界の地上気温の経年変化



1950年から2100年までの気温変化



出典) IPCC 第5次評価調査

#### 平成 27 年（2015 年）

##### ✓ 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

2020年以降の温暖化対策の国際枠組み『パリ協定』を採択。

この協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることを全体目標に掲げ、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしてい  
く方向を打ち出した。

### ✓ 持続可能な開発のための2030アジェンダ

国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17のゴールと169のターゲットから構成される持続可能な世界を実現するための開発目標(SDGs)を含む。SDGsは、2016年から2030年までの国際目標であり、環境、経済、社会の統合的向上を目指している。

持続可能な開発目標 (SDGs) のロゴ



## 平成 28 年 (2016 年)

### ✓ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定。温室効果ガス排出量を20

30年度には2013年度比26%削減とする中期目標を設定している。

✓ 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

ESDを実践する教育者の育成やESDを通じた持続可能な地域づくりの促進など関係機関が取り組む事項について示されている。

## 平成 30 年（2018 年）

---

✓ 第5次環境基本計画

環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が環境基本法に基づき策定。SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画で、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらすための環境施策の基本的な方針が示されている。

✓ 第4次循環型社会形成推進基本計画

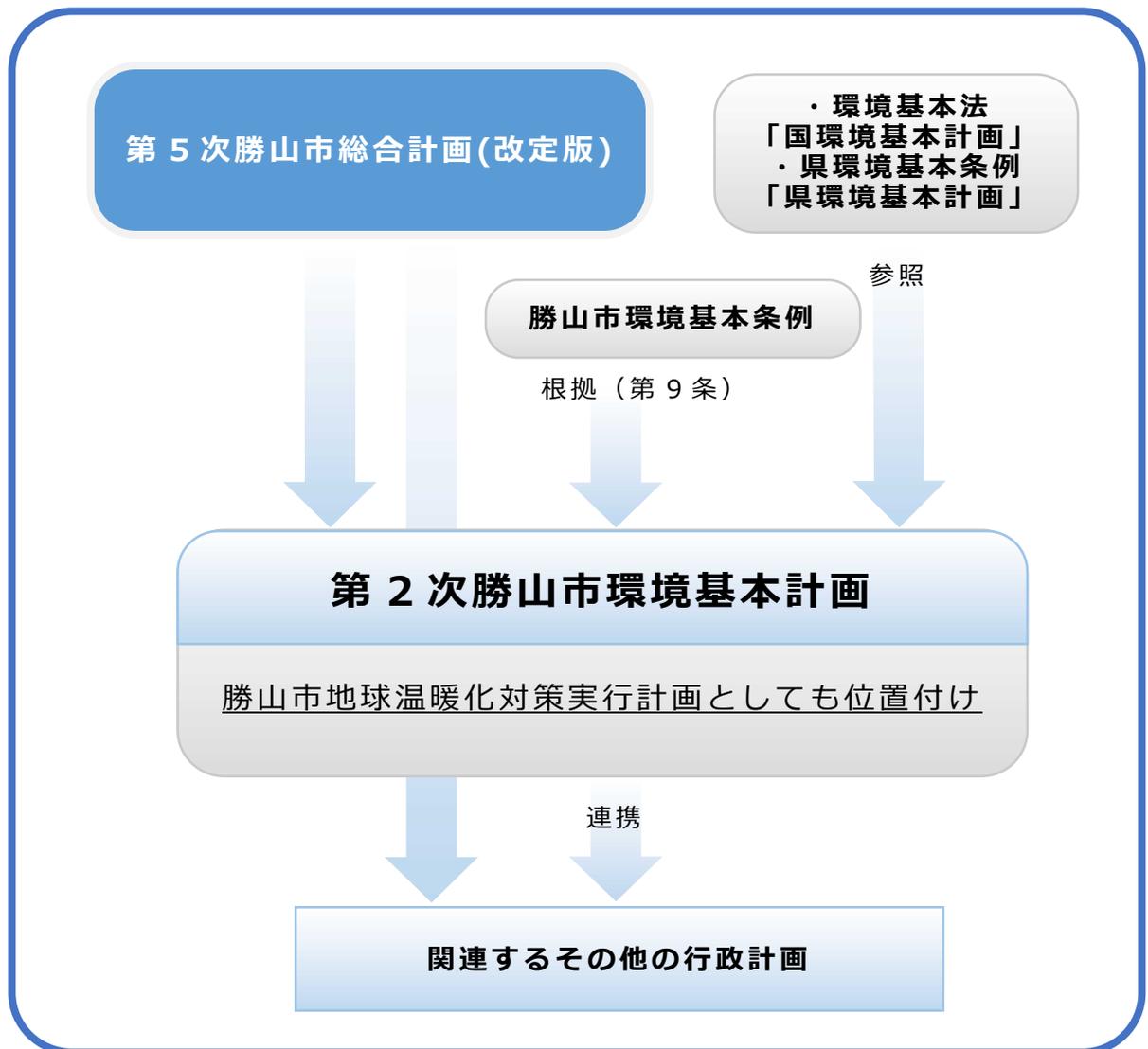
循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が循環型社会形成推進基本法に基づき策定。持続可能な社会づくりとの統合的な取り組みとして、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等の実現にむけた施策が示されている。

✓ 第5次エネルギー基本計画

長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献をめざし、温室効果ガスの排出削減のためのエネルギー政策として、エネルギーミックスの確実な実現や再生可能エネルギーの主力電源化等が示されている。

### 3. 計画の位置付け

第2次勝山市環境基本計画は、勝山市環境基本条例第9条に基づき定め、「第5次勝山市総合計画(改定版)」に即した環境保全施策を推進するための総合計画として位置付けます。



### 4. 計画の期間

計画期間は、平成31年度(2019年度)から2030年度までの12年間とします。今回の策定において、今後策定予定の第6次勝山市総合計画の計画期間と同一にし、今後の総合計画の改定や環境に関する課題や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ、改定作業を行うものとします。